

受診券整理番号	発行区分	発行年月日	処理 伺	常務理事	事務長	担当者	担当者
	1.初発行 2.再発行	年 月 日					
	2-1.紛失 2-2.毀損 2-3.その他	有効期限					
		令和3年2月28日					

* 上記は記入しないで下さい。

40から74歳の被扶養者および任意継続被保険者 特定健康診査受診券発行申請書(再発行申請書含)

下記の健診機関で予約がとれたので、「特定健康診査受診券」の発行を申請します。

*事業所名		申請年月日	令和 年 月 日
フリガナ		被保険者証 記号番号	記号 番号
被保険者名	(印)	性別	生年月日 続柄
フリガナ 利用者名 (受検者名)		1. 男 2. 女	昭平 年 月 日
利用者住所	〒		
利用日 (健診予約日)	令和 年 月 日	日(曜日)	予約
健診機関名			
健診機関住所	〒		
受診券発行区分 (対象番号○で囲んで下さい)	1.初発行 2.再発行	再発行の理由 (再発行のみ右番号を○で囲んで下さい)	1.滅失 2.毀損 3.その他(理由)

* 欄は任意継続被保険者は記入不要です。

☆下記の留意事項よく読んで受けてください。

- 特定健康診査受診券発行対象者はきつこう会健康保険組合に加入されている**40から74歳の被扶養者および任意継続被保険者**です。
(一般の被保険者の特定健診は事業所で従来どおり定期健診に含めて実施されます。
40歳未満の被扶養者、任意継続被保険者、75歳以上の長寿(後期高齢者)医療制度対象者はお住まいの市区町村役場等へお尋ねください。)
- 受診券が使用できる機関は、健康保険組合連合会が集合契約したAおよびBのみです。**
(集合契約AおよびBとは大きな病院および検診/医療機関です。)
- 受診券の発行申請をする前に予約をとってください。**
- 特定健康診査項目以外については使用できません。(特定健康診査項目以外は全額自己負担です。)
- 健診機関への交通費は自己負担です。**
- 特定健診は基本部分のみ7,150円限度の補助です。**
(健診費用は保険証の診療と同様、受検機関から決済代行機関で審査された後、健康保険組合へ請求され、翌月以降に健康保険組合から直接受検機関へ支払います。)
- 受検の際は被保険者証と特定健康診査受診券を提示してください。**
- 特定健康診査の受診結果は、健康保険組合において1部保存いたします。
- 検診結果のデータファイルは、決済代行機関(社会保険診療報酬支払基金)で点検されるほか、国への実施計画報告として匿名化され部分的に提出されます。
- 申請書に記載された個人情報、個人情報保護法ならびに組合規程を遵守し、受診券発行以外使用いたしません。